

平成16年度大気汚染防止法施行状況調査(結果概要)

全国の都道府県、指定都市、中核市、大気汚染防止法に定める政令市を対象に、大気汚染防止法に基づき届出されたばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設等に係る平成15年度末現在における大気汚染防止法の施行状況をとりとまとめた。

1. 届出状況

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数及びばい煙発生施設数の推移を表1及び図1に示す。

平成15年度末現在のばい煙発生施設数は214,157施設であり、平成14年度末よりも減少している。また、種類別のばい煙発生施設数は、図2に示すとおり、ボイラーが140,150施設(65.4%)と最も多く、次いでディーゼル機関の29,901施設(14.0%)となっている。

表1 ばい煙発生施設届出施設数

年度	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成11年度	214,117	184,803	29,314	91,499
平成12年度	214,702	183,959	30,743	91,451
平成13年度	214,820	183,107	31,713	90,542
平成14年度	215,161	181,384	33,777	91,010
平成15年度	214,157	178,057	36,100	91,020

(注1) 大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

(注2) 平成11年度は、鉱山保安法に係るばい煙発生施設を除く。

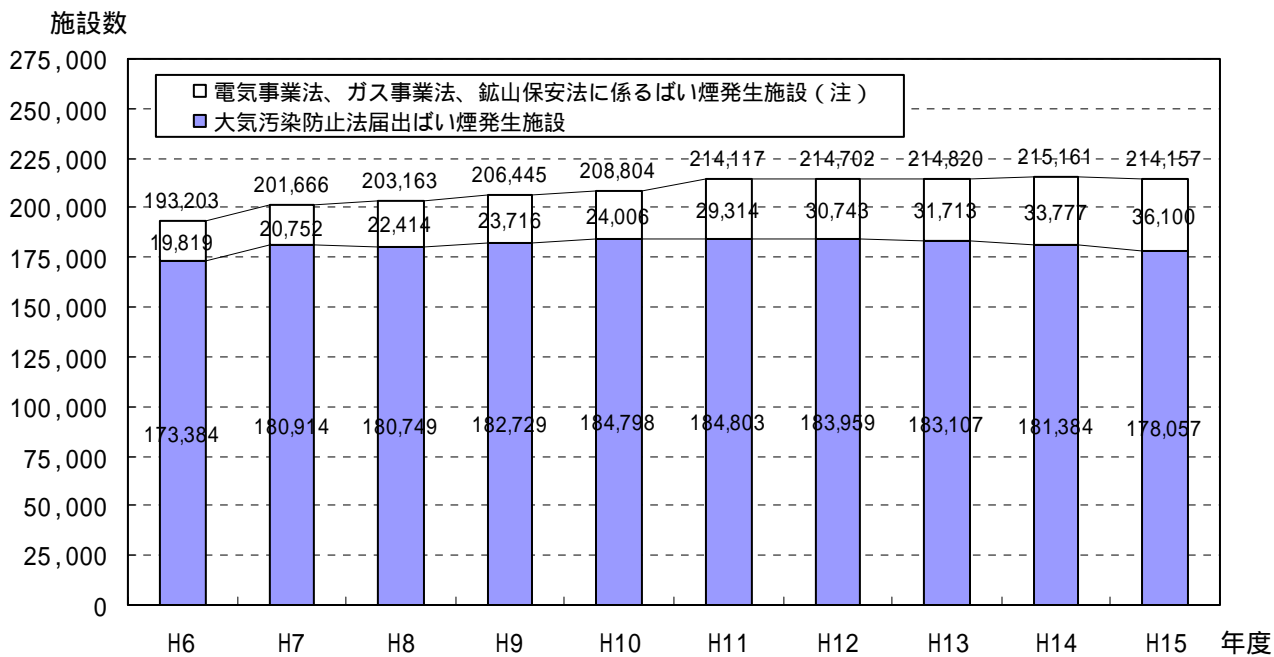
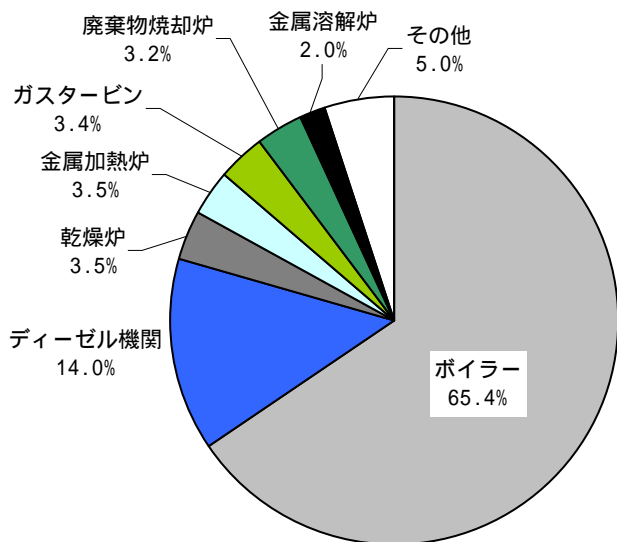


図1 ばい煙発生施設数の推移

(注) 平成11年度以前は、鉱山保安法に係るばい煙発生施設を除く。



施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	140,150	65.4
ディーゼル機関	29,901	14.0
乾燥炉	7,563	3.5
金属加熱炉	7,431	3.5
ガスタービン	7,211	3.4
廃棄物焼却炉	6,912	3.2
金属溶解炉	4,300	2.0
その他	10,689	5.0
合計	214,157	100.0

図2 種類別のばい煙発生施設数

(2)一般粉じん発生施設の届出状況

一般粉じん発生施設数及び一般粉じん発生施設数の推移を表2及び図3に示す。

平成15年度末現在の一般粉じん発生施設数は65,437施設であり、平成14年度末よりも増加している。また、種類別の一般粉じん発生施設数は図4に示すとおり、コンベアが37,885施設(57.9%)と最も多くなっている。

表2 一般粉じん発生施設届出施設数

年度	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気(注1)	電気・ガス・鉱山(注2)	
平成11年度	60,249	59,581	668	8,868
平成12年度	62,369	60,467	1,902	9,125
平成13年度	63,633	61,505	2,128	9,431
平成14年度	64,514	61,867	2,647	9,625
平成15年度	65,437	62,587	2,850	9,715

(注1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

(注2) 平成11年度以前は、鉱山保安法に係るばい煙発生施設を除く。

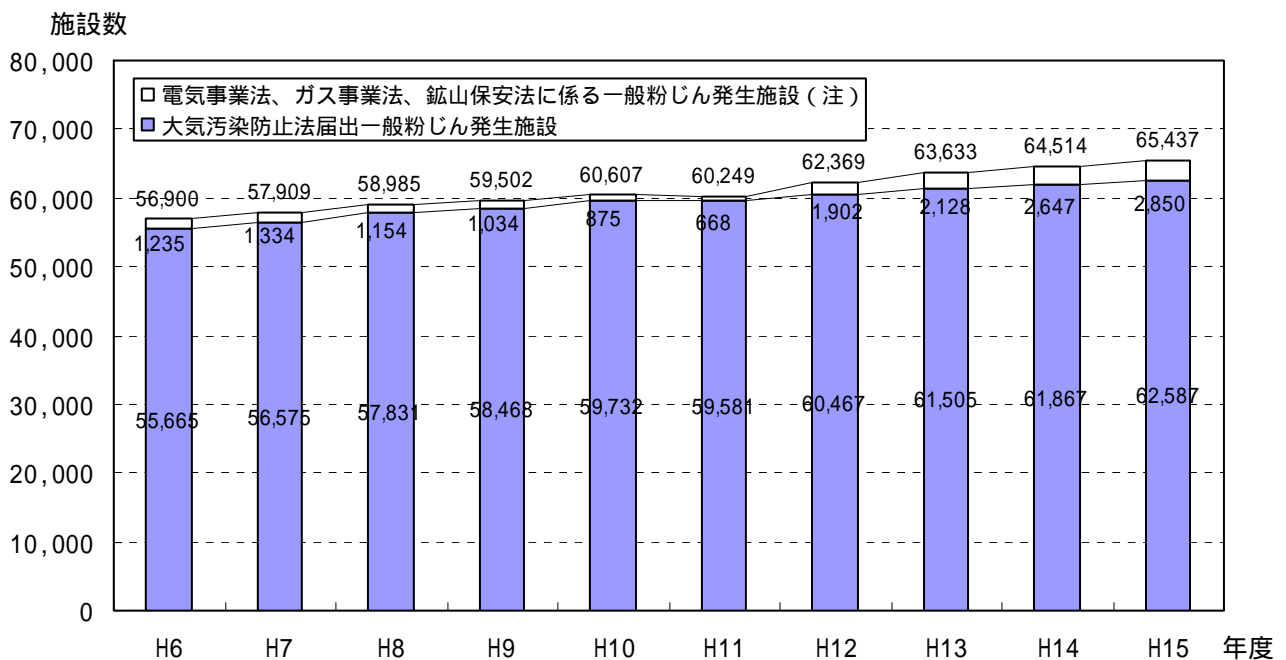
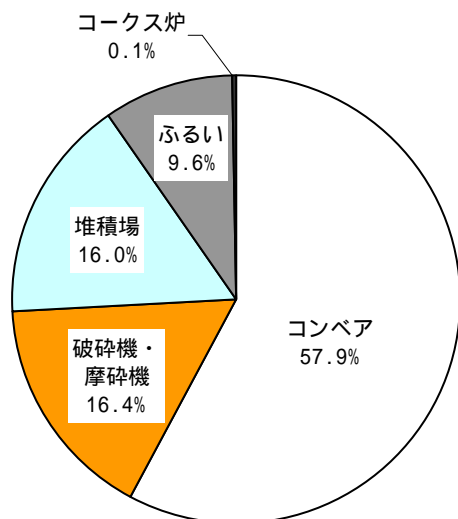


図3 一般粉じん発生施設数の推移

(注) 平成11年度以前は、鉱山保安法に係るばい煙発生施設を除く。



施設名	施設数	割合(%)
コンベア	37,885	57.9
破碎機・摩碎機	10,726	16.4
堆積場	10,464	16.0
ふるい	6,267	9.6
コークス炉	95	0.1
合計	65,437	100.0

図4 種類別の一般粉じん発生施設数

(3) 特定粉じん発生施設の届出状況

特定粉じん発生施設数及び特定粉じん発生施設数の推移を表3及び図5に示す。

平成15年度末現在の特定粉じん発生施設数は929施設であり、平成14年度末よりも減少している。また、種類別の特定粉じん発生施設数は図6に示すとおり、切断機が250施設(26.9%)、プレスが137施設(14.7%)の順となっている。

なお、電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に係る特定粉じん発生施設は0施設であった。

特定粉じんとは石綿(アスベスト)をいう。

表3 特定粉じん発生施設届出施設数

年度	届出施設数	工場・事業場数
平成11年度	1,899	228
平成12年度	1,556	207
平成13年度	1,236	192
平成14年度	1,137	181
平成15年度	929	158

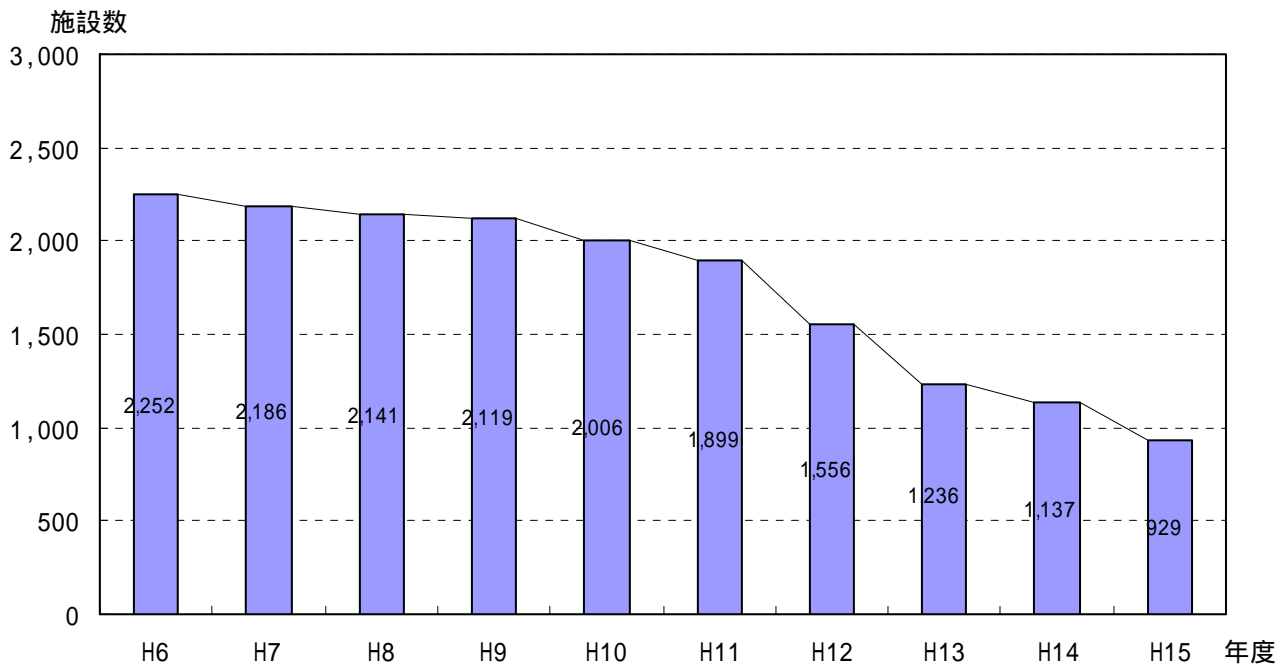
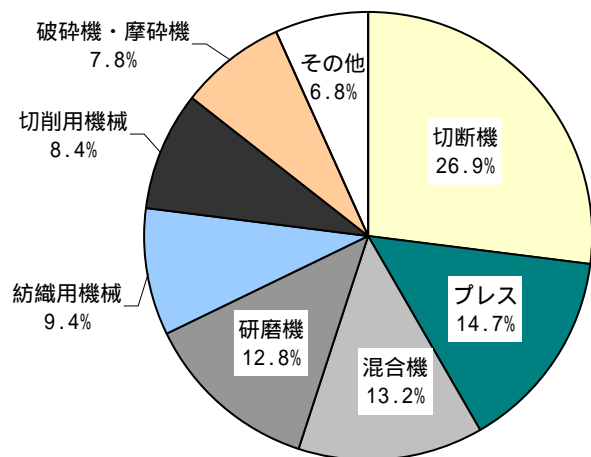


図5 特定粉じん発生施設数の推移



施設名	施設数	割合 (%)
切断機	250	26.9
プレス	137	14.7
混合機	123	13.2
研磨機	119	12.8
紡織用機械	87	9.4
切削用機械	78	8.4
破碎機・摩砕機	72	7.8
その他	63	6.8
合計	929	100.0

図6 種類別の特定粉じん発生施設

(4)特定粉じん排出等作業実施状況

特定粉じん排出等作業届出数及び特定粉じん排出等作業届出数の推移を表4及び図7に示す。

平成15年度における特定粉じん排出等作業の届出数は1,410件であり、平成14年度よりも増加している。その内訳は、全て通常の解体工事等に係る届出であり、災害その他非常の事態の発生による届出は0件であった。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施届出数は図8に示すとおり、改善・補修作業が735件（52.1%）、解体作業が671件（47.6%）の順となっている。

特定粉じん排出等作業とは、吹付け石綿が一定規模以上使用されている建築物の解体等の作業をいう。

表4 特定粉じん排出等作業届出数

年度	届出数		
	全届出	通常の解体工事等に係る届出	災害その他非常の事態の発生による届出
平成11年度	952	946	6
平成12年度	1,025	1,023	2
平成13年度	1,076	1,076	0
平成14年度	1,191	1,191	0
平成15年度	1,410	1,410	0

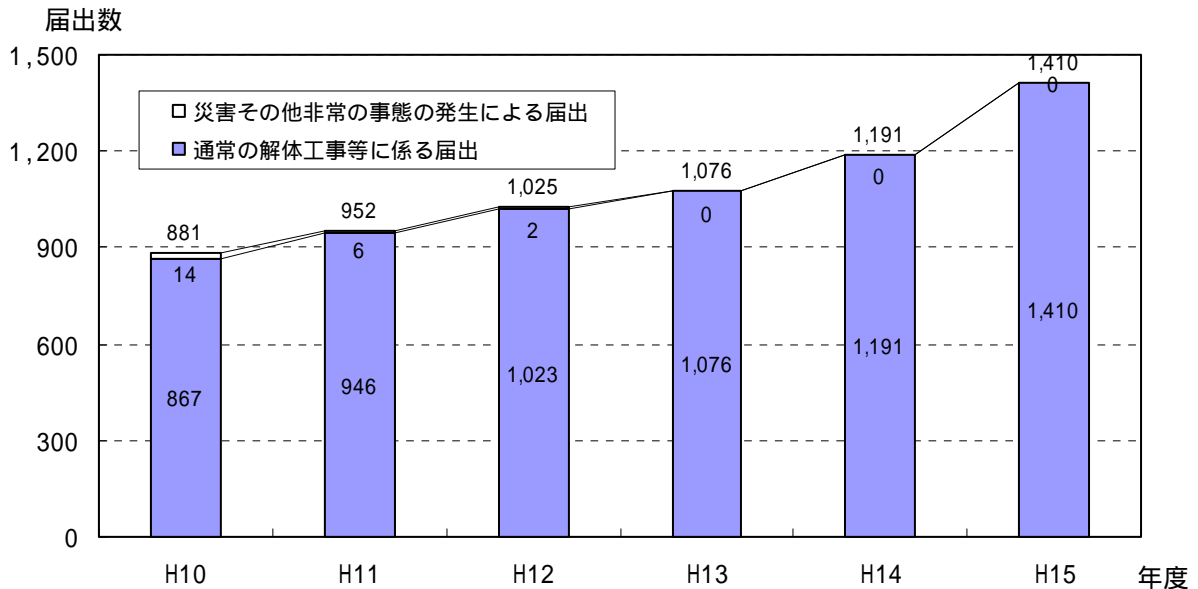
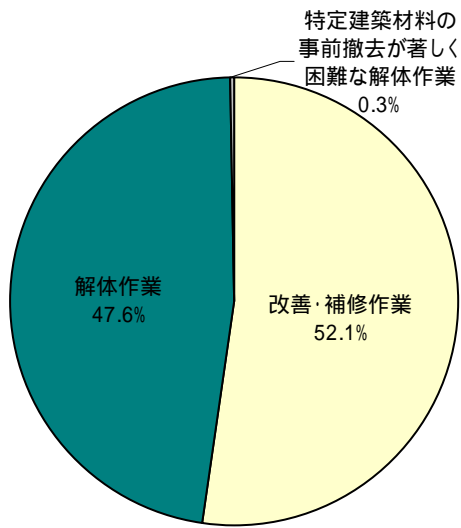


図7 特定粉じん排出等作業届出数の推移



作業名	届出数	割合(%)
改善・補修作業	735	52.1
解体作業	671	47.6
特定建築材料の事前撤去 が著しく困難な解体作業	4	0.3
合 計	1,410	100.0

図8 種類別の特定粉じん排出等作業届出数

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

立入検査実施工場・事業場数の推移を表5に示す。

平成15年度に都道府県等が立入検査を行った工場・事業場数は22,947件であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが20,700件であり、その大半を占めている。

表5 立入検査実施工場・事業場数の推移

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	26,453	23,023	23,841	21,074	20,700
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,736	1,978	2,170	1,807	1,801
特定粉じん発生施設設置工場・事業場	195	162	78	98	95
特定施設 ^(注) 設置工場・事業場	173	152	196	44	80
特定粉じん排出等作業	168	159	221	211	271
合 計	28,725	25,474	26,506	23,234	22,947

(注) 特定施設とは、化学的処理に伴いアンモニア等の特定物質(28物質)を発生させる施設であり、事故時の措置が規定されている。

(2) 行政処分

行政処分施設数の推移を表6に示す。

平成15年度に都道府県等が行った行政処分施設数は、ばい煙発生施設に対する改善命令が4施設、特定施設に対する事故時の措置命令が1施設、その他の命令が1施設であった。

表6 行政処分施設数の推移

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
計画変更命令施設数 (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
計画変更命令数 (特定粉じん排出等作業)	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令 施設数(ばい煙発生施設)	1	5	4	1	4
事故時の措置命令施設数(特定施設)	0	0	0	0	1
その他の命令施設数	0	0	0	0	1
合 計	1	5	4	1	6

(3)法律違反の告発

平成11～15年度における都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の法律違反告発件数は0件であった。

(4)勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導施設数の推移を表7に示す。

平成15年度に都道府県等が行った勧告その他の行政指導施設数は549施設であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設が484施設であり、その大半を占めている。

表7 勧告その他の行政指導施設数の推移

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
季節による燃料使用基準適合勧告施設数(*) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SO _x 指定地域内燃料使用基準適合勧告 工場・事業場数(*) (ばい煙発生施設)	0	1	0	0	3
その他の行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	449	517	619	528	484
その他の行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	57	40	38	57	50
その他の行政指導施設数 (特定粉じん発生施設)	0	1	0	0	0
その他の行政指導数 (特定粉じん排出等作業)	1	1	0	5	8
その他の行政指導施設数 (特定施設)	0	0	0	0	1
その他の行政指導施設数 (指定物質排出施設)	-	2	1	0	3
合 計	507	562	658	590	549

(注1) (*)は、法に基づく勧告である。

(注2) 指定物質排出施設とはベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第6(施行令附則第4項関係)に係る施設をいう。平成12年度より調査を実施した。